解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月十七日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

石川県白山市白峰イ六八番地

財団法人白山文化保存顕彰会

清算人　笹木　進

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

大阪市中央区谷町一丁目三番二七号

社団法人大阪動物愛護会

代表清算人　松永　寛

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

大阪市東住吉区西今川三丁目三三番四六―三〇一号

財団法人今五児童愛護会

代表清算人　田中　孝昭

解散公告（第二回）

神崎土地改良区は、平成二十五年三月二十九日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内に申し出られたく、土地改良法第六十九条第二項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

兵庫県神崎郡神河町寺前六四番地

清算法人神崎土地改良区

清算人代表　足立　理秋

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

島根県出雲市小境町八〇三番地

財団法人一畑寺菩提会

代表清算人　飯塚　大幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

広島県山県郡北広島町蔵迫一一五番地二

財団法人蔵迫防災協会

代表清算人　木本　吾作

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月一日、社会福祉法人安芸二葉慈愛協会の設立年月日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

高知県安芸市久世町八番九号

財団法人安芸二葉慈愛協会

代表清算人　山﨑　祐子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月三十日開催の総会の決議並びに農林水産大臣の認可により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

福岡市中央区長浜三丁目一三番三号

社団法人西日本鮮魚出荷協会

清算人　田中　道孝

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

長崎県大村市水田町六九二番地

財団法人長崎ドレスメーカー女学院

代表清算人　讃岐　暎子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

大分市青葉町一番地

財団法人大分県公園協会

代表清算人　畔津　義彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十四日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

岩手県下閉伊郡田野畑村島越二〇二番地

社団法人島越自治親交会

代表清算人　工藤　求

解散公告（第三回）

当基金は平成二十五年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

宮城県黒川郡大衡村中央平一番地

セントラル自動車企業年金基金

清算人　横山　修

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年一月二十四日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

秋田県秋田市新屋大川町一二番三号

財団法人秋田学術振興財団

代表清算人　石井　周悦

解散公告（第三回）

当土地改良区連合は、平成二十五年三月三十一日、山形県知事の認可により解散したので、当土地改良区連合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

山形県酒田市砂越字小形一一一番地

最上川下流右岸土地改良区連合

清算人代表　佐藤　良

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月二十二日開催の臨時理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

群馬県高崎市あら町四番地一

学校法人矢野学園

代表清算人　楠　舞

解散公告（第三回）

当法人は平成二十五年一月三十一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

東京都江東区亀戸二丁目三九番四号

社団法人東京都城東工場連盟

代表清算人　鈴木　基之